

# 公 告

公告第67号  
令和5年12月22日

分任契約担当官  
陸上自衛隊宮古島駐屯地  
第444会計隊長 白井 剛

下記のとおり、一般競争入札を行います。

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 件名：Aグループ：「令和6年度陸上自衛隊宮古島駐屯地で使用する電気」  
Bグループ：「令和6年度陸上自衛隊保良訓練場で使用する電気」
- (2) 規格：仕様書のとおり
- (3) 納地：Aグループ：陸上自衛隊宮古島駐屯地（沖縄県宮古島市上野字野原83-5）  
Bグループ：陸上自衛隊保良訓練場（沖縄県宮古島市城辺字保良前方原390）
- (4) 納期：令和6年4月1日0時～令和7年3月31日24時

## 2 入札参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) **令和4・5・6年の競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格）において、九州・沖縄地域の「物品の販売」の格付「D」等級以上の資格を有する者であること。**  
また、入札時までには資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (4) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又は同法第16条の2第1項の規定に基づき、特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
- (5) 二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入、グリーン電力証書の譲渡、需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組並びに電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示に関し、仕様書に示す条件を満たしている者。（入札参加を希望する事業者は、「適合証明書」及び関係書類を令和6年1月9日（火）17時までに提出すること。）
- (6) 前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置（RPS法）第8条第1項の勧告を受けていない者であること。
- (7) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置をうけている期間中の者でないこと。
- (8) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (9) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

## 3 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所

陸上自衛隊宮古島駐屯地第444会計隊、西部方面隊ホームページに掲載

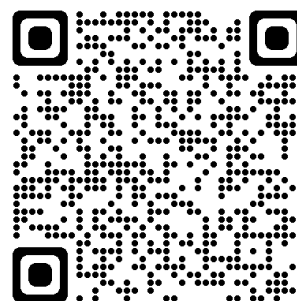
## 4 公告の掲載場所

- (1) 陸上自衛隊宮古島駐屯地
- (2) 宮古島商工会議所
- (3) 西部方面隊ホームページ  
（令和5年度物品・役務をClick）

URL

<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae/info/nyusatu/wa-fin/kou/R5ippan.htm>

QRコード



## 5 入札説明会

実施しない。

## 6 競争入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時：令和6年1月11日（木）09時00分
- (2) 場 所：第444会計隊 入札室

## 7 落札決定方法：単価（年間の予定総価で判断）

予定総価が当該所定の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、同価が2者以上の場合は抽選とする。

## 8 入札方法

- (1) 入札の金額は、各社において設定する契約電力に対する基本単価（月額）及び予定使用電力量に対する単価（季節・時間帯別等の区分による複数の単価を記載しても可）を記載すること。（小数点第2位までとする。）  
仕様書で提示する各月の予定使用電力量に対し単価を乗じた金額を月毎の小計とし、円位未満で切捨てる。  
各月の小計を合算した金額を年間の予定総価（1年間の予定電力料金であり整数とする。）として記載する。  
落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (2) 入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）当団体（団体の場合）は、上記公告に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上入札致します。また「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について誓約します。」と記載すること。記載がない場合、競争参加者として認めない。

## 9 保証金に関する事項

- (1) 入札保証金：免除  
ただし落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金：免除  
ただし契約者が契約上の義務を履行しない場合においては、当該日から契約期間満了日までに係る予定使用電力量に契約金額（電力量料金単価）を乗じて得た額に基本料金を加算した額の100分の10以上の額を違約金として徴収する。

## 10 入札の無効

- (1) 第2項で示した競争に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
- (2) 指定の時間に遅れた入札
- (3) 他人の入札参加を妨害した入札
- (4) 入札金額、入札者氏名及び押印のない入札された印影が判別し難い入札
- (5) 入札に関する条件に違反した入札
- (6) 暴力団排除に関する誓約がないものの入札
- (7) 電信、FAX及び電話による入札
- (8) 仕様書を受領していない者が行った入札

## 11 契約書等の作成

落札者は、契約担当官等から交付された契約書案に記名押印し、落札決定の翌日から起算して7日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に規定する行政機関の休日を含まない。）にこれを契約担当官等に提出しなければならない。なお、契約担当官等の書面による承諾を得て、この期間を延長することができる。

また、落札者がこの契約書案を提出しないときは、契約を結ばない落札者として、落札価格の100分の5に相当する金額の損害賠償の請求をする。加えて、競争契約の参加対象等について制限を行うことがある。

## 12 その他

- (1) 郵便による入札の場合は、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印し、その小封筒と資格審査通知書（写）を「(例)令和6年度宮古島駐屯地で使用する電気 入札書在中」と記載した封筒（件名ごと）に入れて、書留郵便（簡易書留可）にて1月10日（水）17時までに第444会計隊契約班に必着させること。この際下記担当者  
に電話にて到達の確認を行うこと。なお、再度入札については別途連絡する。
- (3) 入札関係の委任を受けた者は、入札前に委任状を提出すること。
- (4) 初度入札に郵便等が含まれていない場合は直ちに再度入札を実施する。郵便等が含まれている場合の再度入札については別途連絡する。

## 13 問い合わせ先

- (1) 入札に関する問い合わせ先  
陸上自衛隊宮古島駐屯地 第444会計隊 契約班 担当：酒井  
TEL 0980-76-6661（内線）348 FAX0980-76-6712
- (2) 仕様書に関する問い合わせ先  
陸上自衛隊宮古島駐屯地 宮古島駐屯地業務隊 管理科 営繕班 担当：赤堀  
TEL 0980-76-6661（内線）451 FAX0980-76-6712